3　有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流の測定は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置及び関連装置にそれらの定格電圧及び定格周波数にあった電力を供給すること。

⑵　供試装置が複数の機能を有し、任意の機能を単独で動作できる場合は、それらの機能を個々に動作させて測定すること。

⑶　第五に定める条件で供試装置を動作させて測定すること。

⑷　供試装置が無線機能を有しており送信モードにして測定した場合であって、当該送信モードで使用した占有帯域内における測定値が許容値を超え、それが当該無線機能に関する部品に起因するときは、その測定値を除外して許容値への適合を判定することができる。

⑸　供試装置が複数の有線通信端子を持つ場合は、端子の種類ごとに少なくとも一つの端子について測定し、全ての種類の端子について許容値以下であることを確認すること。

⑹　不平衡擬似回路網を用いて測定した妨害波電圧は、実際に測定した値に対して不平衡擬似回路網の電圧変換係数を加算して測定値とすること。この場合において、加算した妨害波電圧の測定値が許容値に適合しているときは、妨害波電流も許容値に適合しているとみなす。

⑺　容量性電圧プローブで測定した妨害波電圧は、実際に測定した値を次のように補正した値を測定値とすること。

ア　電流差分値（容量性電圧プローブでの測定と同じ周波数における妨害波電流の許容値（dB単位（１μAを０dBとする。））から、電流プローブの測定値（dB単位（１μAを０dBとする。））を引いた値をいう。以下この⑺において同じ。）が６dBより小さい場合にあっては、容量性電圧プローブの測定値（dB単位（１μVを０dBとする。））から電流差分値を引いた値を測定値とする。

イ　電流差分値が６dB以上の場合にあっては、容量性電圧プローブの測定値から６dBを引いた値を測定値とする。

三　試験場における30MHz以下の磁界強度の測定方法

1　磁界強度の測定機器及び試験場の条件は、次のとおりとすること。

⑴　第四の一に定める条件を満たす試験場において、第三の一に定める条件を満たす測定用受信機又は当該測定用受信機と同じ測定値を示すことが証明された測定器を用いること。

⑵　第三の八の１に定める条件を満たす測定用空中線を用いること。

2　磁界強度の測定において、供試装置及び測定に使用する機器の構成並びに配置は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置、関連装置及び相互接続ケーブルは、第四の一に定める条件を満たす試験場のテストボリューム内に配置すること。ただし、関連装置とテストボリューム内に配置された供試装置又は関連装置とを接続する相互接続ケーブルに第三の七に定める条件を満たすＣＭＡＤを装着した場合は、その関連装置はテストボリューム外に設置することができる。

⑵　供試装置、関連装置及びそれらのケーブルは、標準的な使用形態の範囲内で、妨害波レベルを最大とするよう構成及び配置を変化させること。

⑶　供試装置をターンテーブル上に設置して測定する場合は、供試装置の境界の中心軸をターンテーブルの回転軸と合わせるよう設置すること。

⑷　測定用空中線は、垂直面内に保持し、基準点の地上高は、1.3mとすること。

⑸　測定用空中線の基準点と供試装置の境界の最も近い点との水平距離は、法令で定める測定距離（施行規則第46条の２第１項第６号及び第12号から第15号まで並びに第46条の７第１項第１号並びに設備規則第65条第１項各号において規定される条件のうち磁界強度又は電界強度の許容値を測定する距離をいう。以下この第二において同じ。）とすること。

⑹　床置型装置は、大地面の上に15㎝以下の厚さの絶縁体（樹脂製のパレット等）を置き、その上に供試装置を配置すること。ただし、通常の使用状態において想定される大地面の配置が特別な場合は、当該想定される配置を模したものとすること。

⑺　床置型装置以外の供試装置は、高さ80㎝（移動するロボットの場合は、40㎝又は80㎝）の絶縁支持台の上に置くこと。

⑻　擬似電源回路網を用いる場合は、その表面と供試装置又は関連装置の外郭との最も近い場所の距離を80㎝（±）８㎝となるように配置し、擬似電源回路網の測定端子を50Ωで終端すること。

⑼　供試装置又は関連装置が試験場の電源から給電される場合は、第三の二に定める条件を満たす擬似電源回路網を通じて接続し、複数の交流電源端子を持つ場合は、それぞれに別の擬似電源回路網を通じて接続すること。ただし、擬似電源回路網を用いた場合において、供試装置を正常に動作させることができないときは、擬似電源回路網を用いずに試験場の電源に直接接続すること。

⑽　供試装置の電源線は長さ１ｍとし、１ｍを超えるときはできる限り短いものとすること。この場合において、供試装置に電源線が備えられていて長さ１ｍを超えるときは、余分な長さの電源線は40㎝を超えない長さに前後に束ねて当該電源線を用いて接続すること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⑾　相互接続ケーブルは、それぞれの装置の仕様に定める型式及び長さとし、当該長さを変えることができる場合には、妨害波レベルを最大とする長さとすること。この場合において、余分な長さの接続ケーブルは、ケーブルのほぼ中央において40㎝を超えない長さに前後に束ね、床置型装置以外の供試装置のときは、大地面から40㎝の位置に配置すること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⑿　供試装置又は関連装置の接地線は、擬似電源回路網を用いて測定する場合は擬似電源回路網の接地端子に、擬似電源回路網を用いずに測定する場合は試験場の大地面に接続すること。

⒀　供試装置の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて、10㎝を超えない間隔で電源線と平行に配置して擬似電源回路網の接地端子又は大地面に接続すること。ただし、供試装置の交流電源端子と接地端子の位置が大きく異なる場合は、可能な範囲で電源線と接地線を平行に配置すること。

⒁　擬似電源回路網の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて試験場の大地面と接続すること。

⒂　野外試験場又は電波半無響室において測定距離３ｍで測定する場合は、供試装置の境界の直径及び最大地上高は1.5m以下でなければならない。

3　磁界強度の測定は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置及び関連装置にそれらの定格電圧及び定格周波数にあった電力を供給すること。

⑵　供試装置が複数の機能を有し、任意の機能を個別に動作できる場合は、それらの機能を個々に動作させて測定すること。

⑶　第五に定める条件で供試装置を動作させて測定すること。

⑷　供試装置が無線機能を有しており送信モードにして測定した場合であって、当該送信モードで使用した占有帯域内における測定値が許容値を超え、それが当該無線機能に関する部品に起因するときは、その測定値を除外して許容値への適合を判定することができる。

⑸　供試装置をターンテーブル上に設置して測定する場合は、測定用空中線を供試装置に対して対向の方向（供試装置から見てループアンテナの偏波面が正面を向いている方向をいう。⑹及び六の３⑸において同じ。）及び直向の方向（供試装置から見てループアンテナの偏波面が横を向いている方向をいう。⑹及び六の３⑸において同じ。）に設置してターンテーブルを360度回転させて測定し、各周波数において最も高い磁界強度を記録すること。

⑹　供試装置をターンテーブル上以外に設置して測定する場合は、供試装置の境界の中心軸を中心とした水平面内の複数の場所において、測定用空中線を供試装置に対して対向の方向及び直向の方向に設置して測定すること。この場合において、測定する場所は最大放射が予想される方向を選定するよう注意を払うこと。